

隔 離 栽 培 命 令 書

年 月 日

・・・・・・ 殿

・・・・植物防疫所（・・・・支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

植物防疫法第 8 条第 7 項の規定により下記 1 の植物を下記 2 の

条件に従って隔離栽培することを命ずる。

1 植物の種類及び数量

2 隔離栽培の条件

(1) ・・・・都道・・・・市郡・・・・区・・・・町村・・・・番地・・・・に植え付けるこ
と。

(2) 当該栽培地の周囲・・・・メートル以内の地に・・・・年・・・・月・
・・・・日から・・・・箇月間・・・・等の植物を栽培しないこと。

(3) 隔離栽培の期間は、・・・・年・・・・月・・・・日から・・・・箇月間と
すること。

(4) 管理の責任者は、（氏名） とすること。

(5) 栽培中検疫有害動植物が発生した場合は、遅滞なく、植物
防疫所にその旨を通知すること。

(6) 植物防疫官の承認があるまでは、当該植物を前記栽培地か
ら移動しないこと。

(7) 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従って薬剤
散布その他の措置を行うこと。